

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3161号)

令和7年2月20日

横 情 審 答 申 第 3161号
令 和 7 年 2 月 20日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年11月15日教南指第465号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定小学校 対応記録（特定年月）」ほか4件の一部開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定小学校 対応記録（特定年月）」ほか4件を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。また、保護者宛て電子メールの文案を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示・非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市立特定小学校で発生した特定事案に始まるいじめ事案（以下「本件事案」という。）につき、特定年月日1以降 特定小学校、特定学校教育事務所、教育委員会が作成した一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年7月28日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

- ア 別表1の文書1から文書5までのうち関係児童の氏名、保護者続柄はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため、非開示とした。
- イ 文書1、文書2及び文書4のうち関係児童の在籍学級、文書4及び文書5のうち関係児童の氏名が推測できる部分並びに文書3から文書5までの関係児童の在籍学級が推測できる部分については、本件審査請求文書の他の情報との照合や当該学校の関係者が知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため、非開示とした。

なお、審査請求書に記載されている教員の氏については、開示することにより、関係児童の在籍学級が推測されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 文書1から文書5までのうち関係児童及び保護者（以下「児童等」という。）の言動若しくは心身に関する部分又は児童等の言動若しくは心身について推測できる部分については、本件審査請求文書の他の情報や学校の関係者が知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、また、特定の個人を識別することはできないものであっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第6号柱書該当性について

ア 文書1から文書3まで及び文書5のうち特定学校教育事務所及び特定小学校の所見並びに文書4のうち特定小学校の所見については、公にすることにより、特定学校教育事務所及び特定小学校と児童等との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

イ 文書1から文書3までのうち特定学校教育事務所及び特定小学校の対応状況に関する部分については、特定学校教育事務所の職員や特定小学校の教員の本件事案に関しての具体的な対応や発言等が記載されており、これらの情報を公にすることにより、特定学校教育事務所及び特定小学校と児童等との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

ウ 文書1から文書3まで及び文書5のうち学校内での事案部分については、公にすることにより、誤解や憶測が生じる等、混乱を招き、結果として本件事案に関係していない児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し非開示とした。

(3) 対象行政文書の特定について

審査請求人は、他に対象文書があるはずだと主張しているが、全て特定して決

定しており、他に審査請求人の求める文書は作成も保有もしていない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分の対象行政文書が作成される前の段階で、職員が作成した文書の開示を求める。
- (3) 教員の氏の一部黒塗りになっているなど、個人情報保護の必要性がないと解される個所もある。黒塗り部分を最小限にされるよう、審査を求める。
- (4) 開示されたのはわずか33ページに過ぎず、当該児童及び関係児童からの聞き取りを、教職員が直接記録した文書は一切なかった。
- (5) 教職員が聞き取り内容を直接記録した文書は、実施機関の職員がいじめ事案の調査という自己の職務の範囲内において作成し、業務上必要なものとして利用されたものであるから、特段の事情がない限り、開示の対象となることは明らかである。
- (6) 特定小学校のいじめ防止基本方針では、いじめ事案が発生した場合、いじめ防止対策委員会を中心に全職員で対応していくことを宣言しており、各教職員が作成した文書を「教職員個人の段階にとどまる」と解することは、この基本方針とも相いれない。
- (7) 文書3の末尾には開示請求時点より後に発生した事象が記載されている。また、文書5についても、特定月に発生した事象の記載があり、いずれも開示請求時点において、実施機関が所持している文書に該当しないことは明らかであり、本件処分は取り消されるべきである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) いじめに係る対応の事務について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、子ども

の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目的とした横浜市いじめ防止基本方針を策定している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定小学校の特定のいじめ事案に関する文書で、文書1は学校いじめ防止対策委員会の会議録、文書2は特定小学校がまとめた対応記録、文書3は特定学校教育事務所が対応の経過をまとめた記録、文書4は特定小学校が調査の進行状況をまとめた記録、文書5は特定学校教育事務所が作成した課題解決支援専門家の派遣を依頼する文書である。

当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で別表2のとおり非開示部分を分類し、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1には、関係児童の氏名及び保護者の続柄が記載されている。

これらの情報は、特定の個人を識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分2には、関係児童の在籍学級や担任の氏名等の学級又は氏名を推測させる情報が記載されている。

これらの情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれに

も該当しない。

エ 非開示部分 3 には、児童等の具体的な発言内容及び心身に関する情報が記載されている。

これらの情報は、公にされることを前提としないで聞き取った内心の情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 非開示部分 4 には関係児童の行動が、非開示部分 5 には保護者の行動が記載されている。

このうち別表 3 に示す部分は、特定事案の発生を時系列に記載している部分や他の箇所が開示済の情報であり、特定の個人が識別されたり権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号に該当せず開示すべきである。

その余の部分は、具体的な児童等の行った行為の内容が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であることから、または、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 非開示部分 6 には、児童等の言動を受けての特定学校教育事務所及び特定小学校の対応状況や所見が記載されている。

このうち別表 3 に示す部分は、特定小学校と教育委員会が連絡を取っている旨が記載されているが、いじめ事案の対応に当たって双方で連絡を取ることとは一般的なことであり、それが公にされることで学校運営に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、児童等の言動を踏まえた特定学校教育事務所及び特定小学校の対応や所見であつて、公にされると児童等の内心の情報が推測され信頼関係が損なわれるし、実施機関の考え方との相違があつた場合にはなおさらなので、今後の学校運営に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱

書に該当する。

(6) 対象行政文書特定の妥当性について

ア 実施機関に文書の特定について確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人が求めるような、教職員が作成したメモが存在しないわけではないが、それは学校に提出する目的から作成したものではないし、本件処分の時点で組織的に共有されていた事実もない。

(イ) 本件事案について周知するための保護者宛て電子メールは、本件開示請求日時点では保有していたが、その後の学校のメールシステムの変更により消失しており、現在は保有していない。

(ウ) 当該メールの文案は、現在も保有している。

(エ) 文書3は、本件事案に関しての情報を随時更新しているため、本件開示請求を受けたことが記載された文書が開示されている。

(オ) 文書5は、特定年月日2の会議のために作成した文書であり、本件開示請求日時点では作成されていないものであった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

教職員の個別のメモについては、いじめ対応を進めるに当たっての個人の手控えであるので、組織的に共有しているとはいえず行政文書に該当するとは認められない。

一方で、本件開示請求日時点で保有していた保護者宛て電子メール及びその文案については、本来であれば特定すべきであるが、保護者宛て電子メールは廃棄済みとのことなので、現在保有しているその文案について特定し、改めて開示・非開示の決定をすべきである。

また、審査請求人は、文書3及び文書5が開示請求日時点では存在しない文書であることを問題視しており、たしかにこれらの文書には本来特定すべきでない部分が含まれているが、特定したことにより開示請求権を侵害しているとはいえず、違法とまではいえない。

しかし、特定すべき文書の一部が存在しない事態となっていることや、特定する必要のない文書を特定して本件処分を行っていることは、行政に対する信頼を損ねるものであり、実施機関には慎重な対応を求めるものである。

(7) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。また、保護者宛て電子メールの文案を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示・非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表1

文書名	対象行政文書
文書1	特定小学校 学校いじめ防止対策委員会会議録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定年月日3 特定時間1 ・ 特定年月日3 特定時間2、特定時間3 ・ 特定年月日4 特定時間4、特定時間5 ・ 特定年月日5 特定時間6 ・ 特定年月日6 特定時間7、特定時間8 ・ 特定年月日7 特定時間9
文書2	特定小学校 対応記録（特定年月）
文書3	案件対応経過（特定年月日3～特定年月日8）
文書4	調査進行状況（特定年月日9～特定年月日7）
文書5	特定小学校 課題解決支援専門家派遣について

別表2

非開示部分名	非開示部分
非開示部分1	関係児童の氏名、保護者続柄
非開示部分2	関係児童の在籍学級や、学級又は氏名を推測させる情報
非開示部分3	関係児童及び保護者の、発言内容及び心身に関する情報
非開示部分4	関係児童の行動
非開示部分5	保護者の行動
非開示部分6	特定学校教育事務所及び特定小学校の、所見及び対応状況

別表3

文書名	非開示部分名	開示すべき部分
文書1	非開示部分6	1頁目非開示部分9行目16文字目から27文字目まで及び13行目1文字目から14文字目まで、2頁目非開示部分12行目1文字目から14文字目まで、3頁目非開示部分9行目1文字目から14文字目まで、4頁目非開示部分7行目1文字目から14文字目まで、5頁目非開示部分10行目1文字目から14文字目まで、6頁目非開示部

		分4行目1文字目から14文字目まで
文書2	非開示部分4	2頁目非開示部分6行目6文字目から14文字目まで、5頁目非開示部分2行目13文字目から20文字目まで、3行目13文字目から20文字目まで、4行目13文字目から20文字目まで、23行目13文字目から20文字目まで
	非開示部分5	7頁目非開示部分23行目10文字目から12文字目まで
文書4	非開示部分4	1頁目非開示部分1行目13文字目から20文字目まで、2行目13文字目から20文字目まで、11行目13文字目から20文字目まで、24行目13文字目から20文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年11月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年1月4日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年11月21日 (第309回第三部会)	・審議
令和6年12月26日 (第310回第三部会)	・審議
令和7年1月23日 (第311回第三部会)	・審議